

いまお示ししましたように、オリンピック女子ルのシンボルマークというのは合致しているわけあります。ただし、レターペーパーの内容、体裁は著しく異なっております。そこで訪米調査団は、私は立ち会いませんでしたが、副團長クラスの方のお立合いによって、オリンピックホテルの支配人と、この点について問い合わせたまつた。

は、今度は逆に、海部メモを全面的に否定なさつた方の偽証罪の問題が起こると思いますが、それについても当然念頭にあると思いますが、いかがですか。

○正森委員　今まで判事補の増員は若干ずつにわたるのですが、判事の増員は十年ぶりで、私は、裁判官が足りない足りないということを、現地の各裁判所の弁護士、それから住民、職員、裁判官すらからも聞いておりますので、非常にこの手当てがおくれているというように思わざるを得ません。

そこで、それがどういうぐあいな悪影響を与える

化しているということを明らかに示していると申
うわけであります。

そこで次伺いますが、以上の傾向は裁判所幹
員の場合にも見えると思うのです。独立簡裁とい
うのがあります。——ちょっと間違えたかもしね
ない。独立簡裁で職員が二人のところがふえてい
ると思うのですが、それはいかがですか。

○大西最高裁判所長官代理者 先ほどのお尋ねは

• 100 •

そこでその支那人が言いましたことは、この海部メモに使われた形式のレターペーパーは、確かに使われていた時期があるということであります。それは一九七二年までは使われておったといふことを言つております。なぜ七二年等で変わるとかといいますと、このオリンピックホテルでは、

○正森委員 ここ一、二週間が非常に微妙なときですから、そこらまでぐらいの答弁しかできないと思いますが、私は、日商岩井の、名前は申しませんが、役員は、山岡、今村氏が逮捕されている事案についても、あるいは本院における偽証罪の問題についても、

ているかを、少し裁判所にもお調べを願つたのを明らかにしておきたいと思いますが、裁判官が常駐していない所というものは、現在二百五十所ぐるみであります。これは四十年には幾らかあります。

○正森委員 私のいまの質問もその点誤解がございましたが、一般職の職員が独立裁判官でございましたが、昭和四十年度にわざまして二十ございましたが、五十三年度では三十六席ということになつたわけでござります。

支配人の交代ごとにレターペーパーの様式を変えるというしきたりになつてゐるのだそうです。たまたま私どもがオリンピックホテルに宿泊しましたときは、さらに新しい支配人の交代のある日でございました。それで昔のこととよく知つてゐる人には面会できませんでしたが、その支配人の言つることは、支配人の交代ごとにレターペーパーの様式を変えるということと、それからこのマークが同じであるということと、かつて、この海部メモに使われたレターペーパーの様式は、一九七二年までは、六五年も含めて使われておつたということを、口頭でございますが認めたといふことであります。

関係についても、重大な疑惑の対象であり、それが解明されるのは日時の問題であろうということを指摘して、この問題に關係しての私の質問を一應終わらしていただきたいと思います。

法務大臣にお伺いいたしたいと思いますが、法務大臣としては、本件がたとえ政界に波及しよとも、いさざかも検察にストップをかけることなく事態の真相を明らかにする、そういう決意であると思いますが、いかがですか。

○古井国務大臣 每々申し上げておるのですけれども、これだけの大きな問題になつて、政治の使用にもかかわつておるというようなわけでありますので、最も公正に、それから誤らぬように周到す

おりません。序は、五十三年度はただいま御指摘の
ように約二百五十斤でございますが、昭和四十
年では地裁裁判部、簡易裁判所合せまして二三
二十斤ぐらいになるかと思います。

○正森委員 つまり、裁判官のおらない裁判所と
いうのはふえておるわけですね。この十年ほどの
間に三十斤ほどふえているわけであります。

そこで、次に伺いたいと思ひますが、地裁の田
号支部といふのは合議体を構成しなければならぬ
い裁判所であります。その甲号支部で、合議体を構
成し得る三名の裁判官の配置のない支部といふ
のは何處ござりますか。

いまして、職員も含めて二人しかいないところが、かつては二十だったのが三十六にふえてくる、こういう意味でございます。

次に伺いますが、そういうことであるのに、裁判官のうち判事の定員を増員しないというのは、どこに原因があつたのだろうか。裁判官の判事の定員は千二百七十六名というのがずっとふえてこなかつたわけです。お答えは大抵給源がないということだらうと思うのですが、終戦直後の数年間では、弁護士から裁判官になる数が非常に多かつたのです。ところが、これが最近ではほとんどゼロないし一名で、逆に検事からは五名とか八名とか相当数なっているのですね。

そうだといたしますと、私は、海部メモそのものが本物である可能性もあるし、仮にそうでないとしても、ここに書かれてある内容 자체については、有森氏の証言拒絶が真摯なものであるならば、真実である可能性も強いというように思います。ですが、もちろんその可能性もあるということを頭に置いて捜査されるのでしょうね。

○伊藤(謙) 政府委員 ただいま御指摘のような点あるいは御調査の結果を十分踏まえて捜査すると思います。

○大西最高裁判所長官代理人 このたび判事五名が、
　すが、これは何年ぶりですか。

○正森委員 それでは裁判所定員法関係について、非常に短い時間でございますが、質問をさせ
　ていただきたいと思います。

　今後、裁判官、判事が一定数増員されるわけで
　はないで、公正に捜査を進めていくということを
　にするのが至当であろうと思っております。

○大西最高裁判所長官代理者 ちよつといま手元に資料が見つかりませんが、いまよりは少しおかたたのではないかと思います。

○正森委員 昭和四十一年当時は幾らございましたか。

○大西最高裁判所長官代理者 ちよつといま手元に資料が見つかりませんが、いまよりは少しおかたたのではないかと思います。

○正森委員 それでは申し上げましょう。

私のところに裁判所からいただいた資料では、昭和四十一年当時は二人庭というものは二十だつた

法曹三者の一体の上からいつても、全部法曹会格を持つておるわけですから、弁護士から裁判官になるというのを、弁護士会とも協力して制度的にもつと考えていくことをやつたらいかがですか。

○正森委員 そこで私は、仮に有森氏の証言拒絶権に相当な理由があるということになった場合に

の増員と、うごとでござりますが、約十年ぶりのこととござります。

た。それが現在では三十六に、ほとんど倍増しているわけです。つまり、非常に裁判所の状況が悪化

この原因といいますと、たびたびお尋ねがあり、またお答えしているところでございますが、

う意味にお使いになつたかはつきりいたしませんが、普通、行政罰といいます場合には、二つございまして、一つは、行政上の必要に基づいて各種行政法規に設けられておる罰則、これに基づいて、いわゆる刑罰が科せられる場合でございます。それからもう一つは、そうではなくて、過料等の秩序罰を行行政上の必要から科する場合でございます。

後者の、いわゆる秩序罰と言われますものにつきましては、検察庁の犯歴票にはもちろん登載されません。しかし、刑罰として罰金なり料等に処せられたものにつきましては犯歴票に記入して把握をする、こういう取り扱いになっておりま

す。

○横山委員 先ほど引用いたしました警備業法あるいは庶民金融業法、多くの法律の中に犯罪者の欠格条件を記入をいたしております。行政庁は、雇用者の刑歴者に関する刑歴照会に対し、答えておるわけありますか。

○伊藤(篤)政府委員 検察庁におきましては、一般の、ただいまお尋ねのよう人の資格等に関する照会には一切応じておりません。

検察庁で照会に応じるのは、警察当局等から参ります犯罪捜査上の必要に基づく犯歴の照会あるいは裁判所からの照会、そういうものに対して答えまして、人の資格に関する問題は、もっぱら市町村役場の方でお答えになつておると思います。

○横山委員 警察庁は、実際問題として、警備業法等における欠格条件が、「禁錮以上の刑に処せられ、「その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しない者」、たとえばそういうようなことについて民間である警備業者から照会を受けた場合に、どうしておきますか。

○仲村説明員 警察の方にはそういう照会もございませんし、また、もし照会がありましても、あくまでも犯罪捜査の利用のために持つておるわけでございますから、そういうものに対してもお答

えしないというたてまえになつております。

○横山委員 当委員会ではそうお答えになるだろうと私は思つております。

しかし、警備業者の中には、かつて警察に勤務しておった者あるいはまたかつて法曹界におつた者がおりまして、それらの人が警察を通じて調査をすれば十分以内でわかる、こう言われておるわけあります。また仮にそうでない場合、あなたのおつしやるような場合でも、第七条によつて欠格者を警備員としてはならないことになつておる所以あります。そこで、雇用の場合、本人がそれを率直に申告をしない場合、それを知らずして採用をしたということがもしかなたの言うとおりである

とすれば、そうだということになるわけあります。が、それによって警備業法違反に問われる可能性が必ずしもあるわけあります。現実に、警備業に勤めておる職員が、その契約した会社荒らしましたということについてはかなりの事例があります。そういう事例について警備業者が常に警戒をすることは当然である。

警備業者に言わせれば、警察に調査を依頼すればすぐわかると言われておるのですが、この点をどうお考えですか。

○仲村説明員 警備業法の関係につきましては所管外でございますので、つまりには存じておませんが、一応、職員を採用する場合には、業者の方で興信所等を活用して身元等を調査して、それから採用するというふうに聞いております。

○横山委員 法務大臣にお伺いをいたしますが、いままで私が整理をし、お答えを願つたように、刑法の消滅ということを刑法三十四条ノ二で言ひなことは、私もわからないわけではありません。しかししながら、保護司もしよせん民間人でありますから、実際は行政内部におきましては、まさに一人の人間が犯した犯罪というものの、犯歴といふものは未だ永劫に行政内部にとどめられる。そして、それがいろんな形をして現実に漏洩されておる。そして刑の消滅の法律的な効果、伊藤刑事局長が申しましたような、そういう法律的な効果が出でない。漏らしていないと言ひながら、保護司は特別だと、こうくる。警備業者が調べてくれと言えれば、先輩、後輩の関係もあって、ないしょだが、あれはちょっとおかしいぞ、こういうことがあつたぞというふうにいよいよ漏らす。

したがつて、このことは刑法三十四条ノ二の刑罰司に対する質問に対しては、本人の前歴等詳細に記載し、御指摘のとおり、環境調整を担当いたします保護司に対しましては、本人の前歴等詳細に記載したものをお示して、環境調整に当たらしております。環境調整を行います場合に、やはり本人の生歴と申しますか、それを詳細に記載した上で行うことが、より適切に行われることなるうかと思ふのであります。また仮にその場合でも、第七条によつて欠格は厳格に守らなければならないというふうに規定されておるところでございます。(横山委員「罰則はありますか」と呼ぶ)いや、罰則はございません。

また、保護司の行います活動といいますのは、本人の改善、更生を図るというところに主たる目的がございまして、これを他に漏洩するというふうなことは、かえつてその改善、更生を図る上において大きな支障を来すことになりますので、保護司自身が、仮にそういう本人の犯歴をしさいに認識いたしておきましたとしましても、これを第三者に漏洩するというふうなことはないものと、私どもとしては確信いたしておるわけでございます。

○横山委員 法務大臣にお伺いをいたしますが、いままでの私の整理をし、お答えを願つたように、いかというお疑いのようなお言葉がありましたけれども、この点は全くそういうことがあります。これが、そういうこともおっしゃいましたけれども、新聞等で一番報道されたのは強盗殺人の保護司の處分歴ということであつたと思いますが、これらにつきましてはもちろん検察庁の犯歴票には載らない事柄でございまして、それに関連しまして、いまのお尋ねの中に、検察庁が漏洩したのではなく、この点は全くそういうことがあります。それで、この点は漏洩するといふふうな御論旨のようないふうに聞いたわけであります。

○古井国務大臣 刑が時効で消滅する、刑の時効あるいは公訴権の時効、消滅してしまつた、そういう人について、きれいさっぱり何もなかつたといふことでいいないと、人権擁護という立場から悪いのではないか、こういうふうな御論旨のようないふうに思ひます。

私は、個人の意見かもしらぬが、人権というとの大切なことが少し徹底していないような実は感じを持つておるのです。人権宣言から大体民主主義社会は発展したのであって、これがもとだつ

たのに、人権の問題はどうも少し認識が不十分じやないかという気が前々からしているのであります。ですから、いろんなことで、そういう意味で人権擁護という人権尊重の立場から考えてみなければならぬことがあるのではないか。

それで実は横山さんは、直接ではないかも知れませんが、時折考え方をぴったり合わぬことがあります。たとえば入管の記録を出せ。個人個人の行動を全部さりげに出す、古いときから。その人間の人権にかかわってくるのですけれども、しっかりと出されなければならぬものか、あるいは、そこまで脱線したら、これはまたしかられててしまうかもしれませんねが、この前もあつたが、灰色高官というものは、金の授受はあつたにしても時効でもう消えてしまつてある。けれども、これをさらけ出せ、これは人権はどうなる、いわば人権という問題の考慮といふもの、私は、いろいろ考えてみなければならぬ点があるよう思うのです。それが一つです。

一方、どうにもやむを得ぬ公益上の必要とか、そういう場合はそれではどうするか、どちらにウエートを置いて考へるべきか、非常に考へにくい場合も起つてゐるのです、別のそういう要求もあり得ることですから。それで、手放しで議論をすると

いうと、柱に人権擁護ということはある、また、片つには公益とかあるいはどうしてもそれが必

要なような業務関係のこととかがありますもの

で、さればいきぱり右と左、こういうことと考えてしまつて、簡単明瞭に言つていいものか、私は、実は十分よく考え切れずにおるのです。

しかしながら、どつちかというと、人権尊重といふ方がいままでちよつと弱いというような感じがしておるわけでありまして、右から左、一刀両断式でいけるものか、もつと規則や何かといふことを超越してといふか、それ以上に考え方を立ててみなければいかぬじゃないか、こういうふうに思つております。いまの法制あるいは理屈などのことは、当局の方が説明申し上げておるのが現状だ、こういうことであります。

○横山委員 法務大臣は、巧みに私の質問の趣旨

をすり變えているような気がするわけです。

の消滅あるいは恩赦等がありますと、その部分は

犯罪歴というものと人権ということについて、抽象的でなくして、刑法三十四条ノ二に刑の消滅をうたつて、その刑の消滅という意味は、いま政府側と私どもの間には意見の相違というものはないのです。その刑の消滅ということがありながら、事実は、行政上の必要によって犯罪歴が未来永劫なされている、そしてそれがゆえなく漏洩されておるという疑いがある、私はこう言つて

いるのです。

○伊藤(美)政府委員 裁判の記録と保存及び公開と刑の消滅とは、どういうふうに処理をされておりますか。

○横山委員 裁判の確定記録につきましては、一定の基準を設けまして、その期間保存を

しておるわけでございます。

そこで、お尋ねの趣旨に即して考へてみますと、保存期間の長い確定記録につきましては、当該被告人であつた者について刑が消滅してしまつておる場合も起つておるわけでございます。その

場合に、たとえばこの記録を閲覧を許すか許さないかという問題が、そこに一つ起きるわけでござりますが、何分裁判記録につきましては、刑事訴訟法五十三条で公開をするというのが原則とされ

ておるわけでございます。

この趣旨は、憲法で定めました裁判の公開の原則を補完する趣旨で、こ

のよう規定が置かれておると思うわけでござ

ります。したがいまして、刑の消滅した裁判記録で

あるからと、うことで、たとえば閲覧を拒むとい

うことは憲法八十二条の趣旨を反するということになります。

ただし、もちろん刑訴法五十三条にも書いてござ

りますが、一般的閲覧に適さない性格の事件に

ついて、一応お見せをする、こういうたてまえになつておるわけでございます。

○古井国務大臣 御趣旨はまことにごもつとも

万だと思います。

○横山委員 終わります。

○佐藤委員長 西宮弘君

前回も、いま裁判官の数が足りないという問題

について、一般の国民が、つまり裁判所を利用し

なければならぬ関係当事者が大変に迷惑をしてい

るという問題を指摘したのですが、いま同

僚議員から、裁判官も困つておるという話があり

ました。私は、前回も若干その点についても指摘

をいたしまして、その際は、やめた裁判官、ある

いはまた現職ならば名前を秘してA、B、Cと

いつたような匿名で意見を述べているのは、まこ

とに不明朗だということを言ったのであります

います。

犯罪者が一定の刑罰を受けて刑務所に入つて、そして更生して、その更生の過程に並み並みならぬ官民の協力を受けて更生をし、新しい職業について、そうして社会人として活躍する過程において、刑の消滅が実際にいまなお多くの障害に突き当たつておるということを考えざるを得ません。

人権擁護局から発行されております本を見まして

も、いわゆる前科ということが、どれほど本人の

更生の上にも、あるいは就職とか人生経験の上に

も障害になつておるかという記録を見ますと、ど

ちらが優先するかという問題にはなるではあり

ましよう。なるではありますから引用さ

れました入管の記録というものは、公益上政府が

守らなければならぬ行政上の秘密であるかどうか

で政府が言つてゐるのではなくて、国会運営上言

つておるのだと私どもは理解をしておるわけであ

りますから、気持ちはわからないわけではないの

で政府が言つてゐるのではなくて、国会運営上言

つておるのだと私どもは理解をしておる、そういう問題にはなるではありますから、また支障がありますから申し上げる

ことはできませんけれども、実際問題として、行

政上の秘密が容易に漏洩されておる、そういうして、

それが善意であれ、悪意であれ、本人に非常な障

害を与えておることを十分認識をされまして、こ

れらの人間が障害のないよう、行政上の秘密に

ついては十分な配慮をしてもらいたいと思ひます

が、法務大臣いかがでございますか。

○古井国務大臣 御趣旨はまことにごもつとも

ざいます。

ざいます。</

1

が、ここにはそれと反対の、堂々と名前を出して
いる裁判官が出ております。ただし若干古いのであります
た野瀬高生という横浜地裁の裁判官であります
が、やはりこの人も「裁判官の実勤員数が不足のため、
裁判官一人の負担がいちじるしく過重となる
り、ひいては裁判官の健康を害し、仕事の能率にも響いて来るものである。」ということなどを述べております。そして「一人当たりの手持件数
は増加し、民事部においては次回期日が六ヵ月先
になるというのも、少なくない。こうなると、六
ヵ月先に記録の読み直しをせねばならず、能率を
害することおびただしい。」こういうことを主張
しているわけです。

そこで、私は、こういう状況下にあって、いわゆる裁判をしない裁判官というのが相当数あること
いうことを問題にしたいのですが、このことは事前に申し上げておったので、数字があつたので
らお示しを願います。

○大西最高裁判所長官代理者 西宮委員御指摘
の、裁判をしない裁判官ということで申し上げます
と、現在、最高裁判所の事務総局で司法行政事務をやつております者が四十四名ございますが、この
のほかに、高等裁判所の事務局長と申しまして、
高等裁判所八つございますが、それぞれに二
人ずつおりますので、それが八名で、合計五十二
名現在おるということになっております。

○西宮委員 まだそのほかに、たとえば研修所の
教官とか、いろいろあるのじゃないですか。

○大西最高裁判所長官代理者 研修所の教官も裁判
判を直接はやっていないという意味で申し上げます
と、司法研修所、書記官研修所等の教官とい
しまして三十五名、それから最高裁判所に裁判官で
調査官というのがおりますが、それが二十八名。
それらを全部ひっくるめますと百十五名というふ
れになります。

も結構だろうし、あるいは裁判官としての貴重な経験が生かされるということで結構だと思いますけれども、こんなに数が足りないということが問題になつてゐる際に、大変もったいないと思うのですね。

いまのお話では、事務総局に四十四名いるということですが、元来事務総局に配置をされる人は、事務次長あるいは局長、課長などでありますのが、これはいすれも「裁判所事務官を以てこれに充てる。」という規定になつてゐるわけですね。これは昭和二十二年の最高裁の規則から抜いて持つてきただのすけれども、この二十二年十二月一日の規則は、いまはもう死んでしまつたのですか。

それで、実は当初はむしろ裁判官から裁判所総局におります事務次長、局長、課長等は、裁判所法によりまして裁判所事務官となつておりますのはそのとおりでございます。

○西宮委員 最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務官にかわりまして、事務官として勤務しておつたという時代もあつたわけでございますが、ただいまちょっとおつしやいましたように、昭和二十五年に最高裁判所の規則といたしまして、司法行政上の職務に関する規則という規則ができまして、その規則によりますと、裁判官の身分のままで司法行政上の職務に充てることができる、こういう関係になつたわけでございまして、その規則を受けまして、最高裁判所の裁判官会議でそれぞれ特定のポストを指定いたしまして、そのポストについては裁判官をもつて充てができる、こういうふうにしたわけでございます。

法制上の根拠としては、以上のとおりでござります。

○西宮委員 私はまことにもつたいないと思うのですね。単に給料関係だけで、裁判官の方が待遇がいいというので、その身分で司法事務をやらせる、司法行政をやらせるということは、まことにうふうに、昭和二十五年に変わったと聞いておるのですけれども、そういうことです。
○大西最高裁判所長官代理人 御指摘のとおりでございます。
○西宮委員 私はまことにもつたいないと思うのですね。単に給料関係だけで、裁判官の方が待遇がいいというので、その身分で司法事務をやらせる、司法行政をやらせるということは、まことにうふうに、昭和二十五年に変わったと聞いておるのですけれども、そういうことです。
ついでには、少し具体的にお尋ねをいたしますが、いわゆる事務総局の仕事は、事務次長のもとには秘書課、広報課というのがあつて、あとは総務局、人事局、経理局、民事局、刑事局、行政局、家庭局、この局の名前だけ見て、まあ、確かに裁判官の知識経験を必要とするというふうに思われるところもあるようになりますけれども、純然たるいわゆる事務系統のやる仕事、そういうものが多くあるはずだと私は思うのです。
その代表的な一例として、まず経理局についてお尋ねをしますが、経理局では局長と、それから課長のうちで裁判官はどれとどれですか、何課長ですか。
○西宮委員 総務課長、主計課長などというものは、私は、裁判官をもつて充てております職は、経理局長と総務課長と主計課長の合計三人でございます。それ以外に一般職の課長が四、五名おるということになります。
○西宮委員 総務課長、主計課長などというのは、私は、裁判官をしているというようなのも全くもつたいない話です。しかし、総務課長しかり、主計課長しかり。これは恐らく主計課長なんというのは、大蔵省の主計課局と対応するセクションであるかもしませんが、予算の折衝なんかをやっておるのでしよう。そういう人が裁判官でなければならぬという必要

は毫もないし、実にモチナシないと思つたけれども、これは改める意思はないのですか。
○大西最高裁判所長官代理人　先ほど申し上げましたように、經理局でも一般職員をもつて充てておる課長の職があるわけでございます。用度課長でありますとか監査課長でございますとか厚生管理官でございますとか、課長職が幾つかあるわけでございますが、そういうものは一般職をもつて充てております。

ただいま申しましたような經理局長、それから主計課長、総務課長といいますものは、特に主計課長について申しますと、裁判所予算の全体についてまず大蔵省の主計と交渉いたします場合に、何と申しましても、裁判官としての実務の経験もあって実際の裁判というものをやつた者でありますせんと、なかなか十分に御説明もできないというようなこともあります。総務課長も經理局全体の仕事を総括的に見ておるということがございます。それ以外にも、當初の関係もございます。裁判所の庁舎を建てますについて、もちろん細々とした技術的なことについては、それぞれの職員に任せますが、裁判所の庁舎として法廷が一体どういうふうにあるべきか、それから裁判官室とか書記官室とかはどうあるべきかというふういろいろな問題がございますが、そういう場合には、何と申しましても、やはり裁判官としての実務経験を持つ者がやる方が、たとえば大蔵省と折衝いたします場合にも迫力もありますし、十分な御説明もできるということに相なるわけでございます。

そういうことでございまして、經理局長、総務課長、主計課長、決して錢勘定をやつておるという趣旨ではございませんで、錢勘定をやつておる者を総括して裁判所の予算全体を見ていく、こういう立場にあるわけでございまして、私どもとしても、西宮委員御指摘のように、できるだけ司法行政の仕事に裁判官を携わらすということはしないように、できるだけ減らしていく方向に行きたいというふうに考えておりますが、いま具体的に

問題となつております經理局の局長、両課長につきましては、ちよと一般の職員にかかるといふことはむろできない職に当たるのではないかとか、いうふうに、現在のところは考えておるわけでござります。

とは事務官をもつて充てるということだったたといふわけでしょう。だから、いまの経理局長とかあるいはお話しの経理局の課長のごとき、これは当然事務官をもつて充てるべきですよ。

が安くなるというので、裁判官を現職の裁判官のままこれに充当しておるということなんだから、要するに、それほど裁判官としての経験が必要だというならば、裁判官の経験を豊富に持った人を充ててもいいけれども、それは事務官に切りかかって、そして給料面は何らかの方法で考慮するということにして、それでその人をそこに充当するということでありつぱりできて、そうすれば、少なくともこの経理局関係だけでも三名は人が浮く。それは、そういう経験を持つた人の方が便利だという点は確かにあると思う。だけれども、單に便利だということだけで、この人の足りないときに、こういう人の使い方をするというのは、まことに不合理きわまると思ふのです。

時間がなくなりますから、続いてお尋ねをしますが、たとえば高裁の長官、事務局長というのでしたかな、この人はどうなるのですか。だから私は、高裁の長官が裁判はやらないというのも、これまでもつたいないと思うのですね。最高裁の長官は裁判をやるわけですからね。それに比べて、高裁の長官が司法行政だけに専念するということは、実にもつたない。もしその局長もそうだと、いうならば、ますますもつて私は不経済だと思うのだ。どうですか。

○大西最高裁判所長官代理者 まず、高等裁判所の長官でございますが、高裁の長官全部が全く裁判事務をやっていないというわけではございませんんで、一番大きい東京高等裁判所でも、特別な事務

件については長官みずからが裁判をおやりになることもありますし、高等裁判所でも比較的小さいところで、長官も過去において裁判をおやりにならなかったところもありますし、現在でも、小さいところではあるのではないかというふうに考えております。もつとも普通の裁判官のように、フルにやっておるというわけではございませんで、司法行政事務もやり、裁判事務もごく一部やるというふうなことになつておるわけでございます。むしろ高裁の事務局長の方も、小さいところで一部裁判事務をやっておるところもございますが、大部分はやっていないということになるわけですが、ざいます。高等裁判所の長官と事務局長につきましても、その高裁管内全体の司法行政事務がたくさんございまして、それはやはり裁判官としての先輩、裁判官としての経験を持っておる者がやるのが非常にぐあいがいいということがございます。

特に裁判官の人事につきましては、最高裁判所だけがやっておるわけではございませんで、高等裁判所が管内の裁判官の人事についてある程度の立案をして、最高裁判所の方へ持っていくということもございます。人事以外にも司法行政のいろいろな企画立案をする事務がございまして、そういうものを事務局長が高裁長官を助けてやるという関係になつておりますので、そこら辺のところも私どもとしては、最小限度いまのところ、高裁長官のほかに事務局長一人くらいは司法行政をやる者がないと、うまく動いていかないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○西宮委員 これは大臣に後から括して御所見を伺いますが、いま私が申し上げている点は、本来裁判官でなければできない、つまり裁判ではない、そういう事務、雑務、いわゆる司法行政だけをやらしておる、そういう点で問題だということを私は指摘をしておるわけで、あるいはさっきのいわゆる研修所の教官みたいな人も、これは全く例外として、裁判所法の附則に「最高裁判所は、当分の間、特に必要があるときは、裁判官又は檢

警察官を以て、司法研修所教官又は「云々といううなことで、それに「充てることができる。」ということになつて、この裁判所法ができたとき、「当分の間、特に必要があるときは」ということで、きわめて限定した例外措置として認めたわけですね。それがいま恒常化しているということは、これまた大変に不合理だと私は思う。どうですか。

なってしまう。ちょうど、自衛隊の隊員をふやしてもさっぱり充員されない、定数だけふやしても何にもならないということがよく問題になつておるようだけれども、それと全く同じことで、給頸ががないのだと言うなら、今回の定数の増員なども、ふやしてみても給源がなければどうしようもないでの、問題にならないと思う。

しかし、それは、どうしてその給源を拡大するかということはいろいろむずかしい問題がたくさんあります。必ずしも裁判官を志望しない、むしろ在野の方がいいというようなことを考

なってしまう。ちょうど、自衛隊の隊員をふやしてもさっぱり充員されない、定数だけふやしても何にもならないということがよく問題になつておるようだけれども、それと全く同じことで、給源がないのだと言うなら、今回の定数の増員なども、ふやしてみても給源がなければどうしようもないでの、問題にならないと思う。

しかし、それは、どうしてその給源を拡大するかということはいろいろむずかしい問題がたくさんあります。必ずしも裁判官を志望しない、むしろ在野の方がいいというようなことを考える人もあるだろうし、いろいろあるから、その辺にはいろいろな問題があると思うけれども、ただ給源がないからということだけで片づけてしまうといふのには、余りにも重大な問題だと私は思われるを得ません。

いろいろさつきから指摘をされたように、裁判官が足りないために国民の側で迷惑をしている、あるいはさつき申し上げたように、裁判官が負担の過重に耐えかねて非常に疲労しているというようなことを裁判官自身も言っておるけれども、同時に、当事者の側からも、そのために非常に感情的な発言あるいは感情的な訴訟指揮、そういうことをやられて、全く萎縮しまつて、言いたいことも言えないというような苦情などを寄せられているわけです。そういうことを考えると、私はまさに重大問題だと言わざるを得ないわけです。

だから、私の指摘したいのは、裁判官でなければやれない仕事は、これは当然だけれども、そういうものはできるだけ一般の行政官に切りかえていくことが必要だということを強調したいと思います。

これは狹山事件の判決のときの朝日新聞の社説であります。一審はわずか半年の期間で片づけてしまつた、二審は十年以上かかった、まさに異常だということを指摘している。私は、いま狹山事件の問題をここで論議をするつもりはありませんけれども、そもそも一番基本になるべき一審で十分審理をしなかつた結果だということを、この

社説は主張しているわけだけれども、恐らくこれなども必ずしも人が足りないというだけではなかつたかもしれないが、きわめて粗雑に一審で扱つてしまつた。そういうことがそもそもの原因で、今日あれほど狹山事件というのが天下の大問題になつてゐるということを考えると、私は、もう少し慎重に審理をするために、裁判官に余裕を持たせればよかつたのじやないかとということを痛感するわけです。いま別にこれに対する回答はいたできません。

もう一つは、これはちょっと変わったケースで、ただ私の地元に近い問題でありますから、こんなケースもあるのだ、これは一体どこに欠陥があるのだろうかといふことを痛感するのだ

けれども、具体的には何も通告をしておりませんから、御返事がなければなくとも結構です。

これは福島県の郡山で、運転手が酒に酔つぱらつて車を運転していて、民家に突っ込んで大変な損害を与えたという事件なんです。それで、その運転席と助手席に二人、AとBと乗つておって、最初は検察官の方では、Aが運転者だということを訴訟をしたわけです。そして五万円の罰金で裁判から判決の言い渡しがあつたわけです。そうしたら、本人Aはそれに不服だということで控訴をした結果、Aの控訴が認められて、Aは運転者ではないということで、彼は完全無罪になつてしまつた。そして郡山の区検は上告をしませんでしたから、それで確定してしまつたわけです。そうしたら今度は、Aが無罪になつたのでBが問題になつたわけですね。ところが、郡山の区検でいろいろ検討したけれども、やはり運転しておつたのはAだ、Bは運転者ではなかつた、助手席にいたのだ、そういう判断をして、これは不起訴に決めてしまつたわけです。

ですから、民家は堂々と壊されたわけだけれども、その犯人はAとBと全く無罪というか、全然対象にされないので終わつてゐるわけですね。それで今日非常に困つてゐるという問題があるのだけれども、これは、裁判官の数が足りなかつたか

ら、こうなつたのじやないかもしませんけれども、この辺ももう少しちゃんとそのときに、その

現場には警察官も行つたのだろうし、どつちが運

転席に座つておつたのか、その辺はもう少し慎重

に確認されしかるべきではなかつたかと思うの

です。

最後に、時間が足りなくなつてしまつたけれども、私は今月号の「法学セミナー」に例の横川元札幌高裁の長官が連載している、随想録みたいなものを書いているわけですから、その中に、私は非常に感動したのは、できるだけ裁判官と検察官と弁護士とが事前に徹底的な協議を重ねて、それで今日まで私は非常にスムーズに裁判を運んできたということを、いろいろ例を挙げて言つてゐるわけです。たとえば一例を挙げると、例の六年安保の際に国会に乱入したとか、あるいは羽田の空港で占拠をしたとか、それで彼は、そのうちの三十三名のグループ、それが最大のグループだつたそうだけれども、それを引き受けた二百名余りの証人尋問をしながら、一年二カ月で結審してしまつたということで、それは一つの例です

それじゃ、どうしたらふやせるか。議論は議論で、なかなか実際問題はたやすくないと私は思いますが、確かに問題だと思います。そうすると、十分に数をふやせないとするならば、裁判官の質の問題があると思うのです。研修の問題があると思うのです。それから手続の問題もあると思うのです。そういうことで、不十分であれば補つていなくて、そういうことも考えなければいかぬのじやないだろうかと思うのです。

それについて、いま最後にあなたは、いまの法曹三者のことについてお話しでしたが、これはまただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

本件に賛成の諸君の起立を求めます。

ら、決して無関係ではないわけであります。大いに関心も持つておるわけであります。

裁判官の数が足るか足らぬかという問題は、大体は足らない、少ない、というのが定評になつています。そういうふうであります。ただし、それなら幾らでもどんどん裁判官をふやせるかというと、そ

うもいかぬ。裁判官から弁護士さんになる人はた

くさんあるけれども、弁護士から裁判官になると

いう人はなかなか少ないのです。御承知のよう

に。だから、実際問題はいろいろあると思います

けれども、足らぬというのは定評みたいに思う

です。

それじゃ、どうしたらふやせるか。議論は議論

で、なかなか実際問題はたやすくないと私は思

いますが、確かに問題だと思います。そうすると、

十分に数をふやせないとするならば、裁判官の質

の問題があると思うのです。研修の問題があると

思ふのです。それから手続の問題もあると思うの

です。そういうことで、不十分であれば補つてい

くといふことも考え方のじやないだ

ろうかと思うのです。

それについて、いま最後にあなたは、いまの法

曹三者のことについてお話しでしたが、これはま

ことにごもっとも千万で、それは立場が違うから

議論はしなければなりません。それは大いに、余

すところなく議論はすべきです。しかし、けんか

をしなければならぬ、つまり感情的に、かたきみ

たいに思うことはおかしいので、やはり三者が溶

け合つと、いうことは残された大問題だと思うので

す。幾らか最近——幾らかと言つては失礼だが、

この関係がいい傾向に向いてきているように思

います。何とかこれを、いい方向に来ておるのだから

、発展させるようにできないものか、そういう

ふうに思つております。

まことにほやんとしたようなことで恐縮であります

が……。

○佐藤委員長 これまでの間、御異議なしと認めます。よつて、本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛